

令和6年度青森県県外人材雇用受入環境整備支援事業

農業者が県外人材を雇用受入するために行う
居住環境の整備（既存住宅や空き家の改修）
を支援します。

目的

農業労働力の確保のために、県外からの移住者や外国人を雇用受入する際に必要となる居住環境を整備するのに必要な経費の一部を補助します。

対象者

- (1) 認定農業者
- (2) 次のアからウのいずれかの認定を受けた者
 - ア 農業経営士
 - イ 青年農業士
 - ウ ViC・ウーマン
- (3) 農業協同組合（農業協同組合の子会社を含みます。）
- (4) 2戸以上の農業者（法人を含みます。）で組織された団体



補助対象となる経費

農業分野における県外人材の受入拡大に向けて、県外人材の居住環境を整備するために行う次の（1）から（5）に該当する改修等に要する経費

- (1) 居住スペース
- (2) トイレ
- (3) 浴室（シャワー室）
- (4) 空調設備
- (5) Wi-Fi設備



補助率及び補助上限額

3分の1以内（上限額150万円）



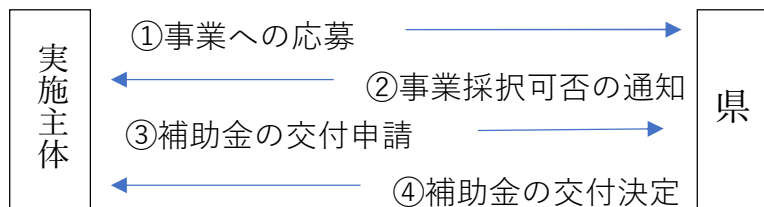
活用できる事例

- ・新たに3人の外国人の雇用に向けて、従業員用の住宅の個室スペースを設けるために、部屋の間取りを変更する改修をしたい。
- ・県外から従業員を新たに雇用するために、従業員用の住宅として空き家を整備したいが、トイレが古く和式なため、新しく洋式に変更したい。あわせて、空調設備やWi-Fi設備が現在ないので、新たに設置したい。
- ・従業員のさらなる雇用に向けて、従業員用の住宅の浴室を改修のうえ、シャワー室を2つにしたい。 など

事業の流れ

実施計画書及び必要書類をお住まいの地域県民局地域農林水産部農業普及振興室へ持参又は郵送してください。

応募締切後、事業採択の可否をお知らせしますので、採択になった場合は、補助金の交付申請等の手続きを進めることになります。



実施計画書の応募締切

令和6年9月20日（金）（必着）

※応募に必要な実施計画書の様式は県のHPに掲載しています。

成果報告

当該事業は、県外人材（県外からの移住者、外国人）を受け入れるために必要な居住環境の整備を支援するものですので、実施計画書の中で、県外人材の雇用受入計画を設定していただきます。（1名以上の県外人材を新たに受入れることが必要です。）

事業完了後は、3年間、県外人材の雇用受入状況を報告いただくことになります。※計画最終年度に計画人数に達していなかった場合は、翌年度以降も達成状況を報告いただく等、追加的な作業が発生する場合があります。

留意事項

- ・事業は交付決定後に着手し、年度内（令和7年3月31日まで）に完了することが必要です。
- ・予算の範囲内での採択となるため、不採択となる場合があります。
- ・新築経費、住宅の購入経費など不動産の取得にかかる経費は補助対象外です。
- ・居住用の改修は対象となりますが、居住用ではない改修（例えば、農地に隣接する作業小屋へのトイレ・シャワーの設置など）は対象となりません。
- ・整備後、耐用年数が経過するまでは、適切に管理する必要があります。
- ・県外人材についてはUターンも含みますが、当該県外人材を雇用する場合があります。

問合せ先

お住まいの地域県民局地域農林水産部又は構造政策課へお問い合わせください

〈各地域県民局窓口〉（三八地域県民局以外は直通）

東青地域県民局農業普及振興室：017-734-9966 西北地域県民局農業普及振興室：0173-35-5719

中南地域県民局農業普及振興室：0172-33-4821 上北地域県民局農業普及振興室：0176-23-4281

三八地域県民局農業普及振興室：0178-27-5111 下北地域県民局農業普及振興室：0175-22-2685

※三八地域県民局は上記代表電話から内線229

〈事業担当課〉青森県構造政策課 担い手育成グループ（TEL:017-734-9463）